

CSR 報告書に対する保証付与者の選択要因

— 試論 —

小澤 康裕

- ・ はじめに
- ・ 先行研究
- ・ 仮説と研究課題
- ・ 研究方法
- ・ 結果
- ・ 本稿の限界と展望

I. はじめに

近年、日本の上場企業の多くが、いわゆる CSR（企業の社会的責任）報告書¹⁾を公表している。CSR 報告書には、一般に、企業活動に関する経済・環境・社会の3つの要素の情報が含まれている。以前は、いわゆる環境報告書を公表する企業が多かったが、現在は、その内容も含めて、CSR 報告書を公表するようになってきたのである。

1) CSR 報告書 (Corporate Social Responsibility Report) は、企業によって社会的責任報告書、環境・社会報告書、環境経営報告書など名称が異なる。しかし、本稿では、企業活動に関する経済・環境・社会の3つの要素の情報を含むこれらの報告書をまとめて CSR 報告書と表記する。また、近年では統合報告 (Integrated Reporting) 及びその保証についても議論されているが、現在の実務を検証対象とする本稿ではこれらを取り上げていない。今後の課題としたい。

CSR 報告書を公表する企業が増えるにつれて、当該報告書に対して何らかの保証を求める企業も増えている。公表財務諸表に対して監査報告書を添付するように、CSR 報告書に対して、その保証に関する報告書等の書面を添付するのである。しかしながら、この保証の基準、内容、主体などは、財務諸表監査とは大きく異なる。CSR 報告書の保証業務という市場が存在するが、その特質は今までのところ明らかになっていない。

特に、日本では、CSR 報告書の保証付与者が3種類存在すると考えられる。これは、諸外国ではみられない特徴である。

そこで、本稿では、まず、どのような会社が、CSR 報告書を作成しているのかを検証する。具体的には、会社の規模や業種等によって CSR 報告書の作成・公表が相関しているのかどうかを検証している。次に、どのような会社が、保証の付与を求めている、保証付与者の組み合わせを選択しているのかを検証する。具体的には、会社の規模や業種等と、保証の有無、保証付与者の組み合わせがどのような関係にあるのかを検証している。たとえば、多種多様な利害関係者が多い企業であればあるほど、あるいは、大規模な企業であればあるほど、CSR 報告書の信頼性を担保しようとして、複数の保証付与者を選択した

り、より信頼性を高められると考えられる保証者を選択する可能性がある。つまり、本稿の意義は、特に、CSR 報告書の保証へのニーズ及び保証付与者の選択が、保証によってCSR 報告書の信頼性を高めようという動機に基づくものかを確認することである。

II. 先行研究

CSR 報告書の保証付与者についての研究は、日本はもちろん諸外国でもまだそれほど実施されていない。しかし、保証報告書の内容を分析することを通じて、保証付与者によって、保証の目的、範囲、手続、報告基準等が異なることが明らかにされている (O'Dwyer and Owen (2005) および O'Dwyer and Owen (2007))。さらに、保証付与者の技術的適格性 (technical competence)、専門性、独立性についても検証され、保証は財務アナリストが知覚する情報の信頼性を高めるが、その程度は保証付与者によって、また、国 (アメリカ、イギリス、オーストラリア) によって異なることが示されている (O'Dwyer and Owen (2005) および Pflugrath et al. (2011))。したがって、一口に保証といっても、その内容は様々であり、また保証付与者の特質、そしてそれを利用する側の認識にも差異があるのである。

また、同様に GHG 報告書 (Greenhouse Gas Statements)²⁾ に対する保証付与者に

2) GHG 報告書は、温室効果ガスの排出量及び排出削減量を示した報告書である。国際監査保証基準審議会においても GHG 報告書の保証については“Assurance on a Greenhouse Gas Statement”と題する基準 (International Standard on Assurance Engagements: ISAE 3410) を設定しようとしていることからわかるように、近年、GHG 報告書及びその内容を含む CSR 報告書に対する保証は、国際的にも注目され、議論されているところである。

についての研究として、Huggins et al. (2011) がある。

III. 仮説と研究課題

なぜ、企業は CSR 報告書に保証の付与を求めるのか。一般に、第三者による保証を求めるのは、情報に対する信頼性を高めるためである。日本企業の CSR 報告書では、第三者による保証として、「第三者意見」と「第三者審査」の2種類が見られる。「第三者意見」もしくは第三者コメントは、学識経験者、NPO や NGO の代表者、CSR 研究者などが、インタビューやレビューを通じて報告書の内容について評価し、第三者の立場から所見を述べるものである。この場合、報告書の内容の確からしさについての評価というよりも、情報のわかりやすさや範囲の適切さなどについての改善点を指摘するものが多いという特徴がある。一方、「第三者審査」は、会計事務所 (もしくはその系列会社) や独立評価機関が、一定の規準を用いて審査を行った結果を意見として表明している。具体的には、「第三者審査」を行っているのは、表1に掲げた主体である。

会計事務所をバックグラウンドにもつ保証付与者は、リスク評価や当該リスクへの適切な対応、そして合理的な水準での保証の報告といった監査業務で培ったものの多くを CSR 報告書の保証業務へ応用することができるという長所を有する³⁾。また、会計事務所が築き上げてきたレピュテーションは、保証付与者としての資格を十分に満たす。すなわち、財務諸表の保証という会計事務所特有のスキルとこれまで経験は、保証報告書の利用者

3) 実際に、ISAE 3410はこのような観点から作成されている。たとえば、監査と同様に、正確性や網羅性といったアサーションを設定し、監査報告書と同様の構造をもった保証報告書の作成を求めている。

表 1 第三者審査の提供者の具体例

大手会計事務所関係	独立保証事業者
KPMG あずさサステナビリティ	環境管理会計研究所 (IEMA)
PwC あらたサステナビリティ認証機構	サステナビリティ情報審査協会 (JSUS)
トーマツ審査評価機構	日本環境認証機構 (JACO)
新日本サステナビリティ	BUREAU VERITAS ビューローベリタスジャパン
	TÜV Rheinland テュフラインランドジャパン
	SGS ジャパン
	社団法人日本化学工業協会レスポンスブル・ケア検証センター

(筆者作成)

は、十分信用に値するものとして映るだろう。

一方で、独立保証事業者は、環境や化学に関する技術者を中心として、様々な分野のエキスパートによるチームを組んで、保証実務を行う。特に、化学系製造業や資源関連企業の温室効果ガスの排出量の算定など、科学的な知識や経験が必要な場合、その分野のエキスパートによる保証が行われることは想像に難くない⁴⁾。

以上のように、性質の異なる保証付与者が存在し、実際に保証業務を行っている。企業は、いかに保証および保証付与者を選択するのであろうか。そこで、本稿では、次の3つの研究課題を設定する。

課題 1 : CSR 報告書はどのような会社が作成しているのか。

CSR 報告書の作成には相応のコストがかかる。法律で義務付けられているわけではなく、その作成は任意であるため、結局、経営

4) ただし、会計事務所をバックグラウンドに持つ保証付与者であっても、独立事業者であっても、企業に合わせて、各分野のエキスパートによるチーム (multi-disciplinary team) を編成し、相互補完的に作業をして、保証の結論にたどりつくというプロセスを経ることになるだろう。

者がコストベネフィットを考慮して、CSR 報告書を作成すべきかどうか決定されることになるだろう。したがって、資産規模が大きい企業ほど、CSR 報告書を作成する傾向にあるはずである。

また、利害関係者の多い企業、たとえば、小売業、サービス業、電気・ガス業などが、CSR 報告書を作成する動機があると考えられる。また、石油・石炭製品、化学産業のような環境問題等に敏感な産業に属している場合には、周辺住民への情報提供の意味を含めて CSR 報告書を作成するだろう。

これらの要因が実際に CSR 報告書の作成に関係しているのかを検証するため課題 1 を設定した。

課題 2 : CSR 報告書に保証を求めているのはどのような会社なのか。

CSR 報告書を作成している会社であっても、それについて何らかの保証を求めている会社はそれほど多くない。しかし、この保証に対するニーズは、現に存在し、一度、何らかの保証を得た CSR 報告書は継続して保証を求めていることから、拡大してきていると考えられる。

また、社会的責任投資 (Socially responsible investment : SRI) の対象となる企業

は、CSR 報告書を作成し、保証を求めているはずである。SRI では、企業の CSR の状況を考慮して投資先を選別する。これらの企業は、従来から環境問題に敏感な企業が多く、環境報告書の作成を率先して行ってきた企業である可能性が高く、特にその情報の信頼性に配慮しているはずである。

CSR 報告書を作成している企業のうち、どのような特徴を持つ会社が CSR 報告書に対して保証を求めているのかを検証するため、上述の課題 2 を設定した。

課題 3 : CSR 報告書の保証付与者の複数選択に影響を与えている要因は何か？

CSR 報告書に対する保証は、前述のとおり、「第三者意見」と「第三者審査」があり、さらに前者は会計事務所（もしくはその系列会社）と独立評価機関に分けられる。企業が CSR 報告書に対して何らかの保証を求める場合、これらのうちいずれかを選択する、あるいは、組み合わせて選択することになる。

例えば、企業は、保証付与者との親近性によって、保証付与者を選択するかもしれない。すなわち、エンジニアとの接点が多い化学産業などでは、会計事務所系以外の保証付与者を選択する可能性がある。これは、お互いに共通の専門用語を用いることができたり、似通ったマインドセットを有するためであると推測される。また、一方で、CSR 報告書の読者は専門家ではないため、一般に分かりやすい解説を求めて、「第三者意見」も選択する可能性が高いだろう。

そこで、CSR 報告書の保証付与者の選択、特に複数の保証を求めるのは、どのような要因が影響を与えているのかを検証するため、課題 3 を設定した。

IV. 研究方法

1. サンプル

東京証券取引所第一部に株式を上場している企業のうち、金融業等を除く一般事業会社を対象に、データの入手が可能であった1421社分の2010年度の財務データと CSR 報告書の作成および保証付与者に関するデータを用いて、上述の3つの課題を検証した⁵⁾。

2. モデル及び変数

CSR 報告書の作成および保証付与を予測するモデルとして、次のロジスティック回帰モデルを用いる。

課題 1

$$\text{モデル 1} \quad \text{Report} = \beta_0 + \beta_1 \text{LogAsset} + \beta_2 \text{IND} + \beta_3 \text{IND Chemical}$$

Report = CSR 報告書の作成の有無 (作成していれば 1, していなければ 0)

LogAsset = 総資産の自然対数 (log Total assets)

IND = 小売業, サービス業, 電気・ガス業に属する企業の場合 1, それ以外は 0

INDChemical = 化学及び石油・石炭産業に

5) 各企業の website からのデータ収集に当たっては細心の注意を払っているが、データの見落としや過去の CSR 報告書の非公表などの理由によって適切なデータの取得ができていない場合がある。また、事業年度と CSR 報告書の作成年度のズレが生じている可能性もある。なお、本稿では CSR 報告書を対象としており、環境報告書のみを作成・公表している場合は、対象としていない。ただし、アニュアルレポートやコーポレートレポートという形で実質的に CSR 報告書を兼ねている場合や統合している場合はデータ収集の対象とした。

属する企業の場合 1，それ以外は 0

属する企業の場合 1，それ以外は 0

課題 2

モデル 2

$$\text{Assurance} = \beta_0 + \beta_1 \text{LogAsset} + \beta_2 \text{SRI} + \beta_3 \text{IND} + \beta_4 \text{IND Chemical}$$

Assurance = CSR 報告書の保証の有無 (作成していれば 1，していなければ 0)

LogAsset = 総資産の自然対数 (log Total assets)

SRI = 社会的責任投資ファンドへの組み入れ (あれば 1，なければ 0)

IND = 小売業，サービス業，電気・ガス業に属する企業の場合 1，それ以外は 0

INDChemical = 化学及び石油・石炭産業に属する企業の場合 1，それ以外は 0

課題 3

モデル 3

$$\text{Hybrid} = \beta_0 + \beta_1 \text{LogAsset} + \beta_2 \text{SRI} + \beta_3 \text{IND} + \beta_4 \text{IND Chemical}$$

Hybrid = 保証付与者が複数かどうか (複数であれば 1，一つであれば 0)

LogAsset = 総資産の自然対数 (log Total assets)

SRI = 社会的責任投資ファンドへの組み入れ (あれば 1，なければ 0)

IND = 小売業，サービス業，電気・ガス業に属する企業の場合 1，それ以外は 0

INDChemical = 化学及び石油・石炭産業に

独立変数については，以下のとおりである。

LogAsset：企業規模が大きいということは，従業員数，顧客を含む取引先数，地域住民などの利害関係者が多いことを意味する。利害関係者が多ければ，一般的には透明性を確保する必要が生じ，CSR 報告書を作成し，また，その保証を得ようとするニーズが高まると考えられる。

SRI：企業の社会的責任投資ファンドへの組み入れられている会社は，CSR に関心が高く，その結果，CSR 報告書を作成し，また，その保証を得ようとするニーズが高まると考えられる。

IND：小売業，サービス業，電気・ガス業のような顧客が不特定多数である産業では，利害関係者との関係を踏まえて，CSR 報告書の作成及び保証を求め，また，複数の保証付与者組み合わせを選択すると考えられる。

INDChemical：化学産業及び石油・石炭の産業に属する企業の場合は，CSR 報告書の作成及び保証を求め，また，複数の保証付与者の組み合わせを選択すると考えられる。

V. 結果

モデル 1 の検証結果は，表 2 から表 4 のとおりである。

カイ 2 乗値が有意であり，因果関係全体が有意であると解釈できる (表 2)。

表 3 の結果から，小売業，サービス業，電気・ガス業の係数がマイナスである理由はわ

表 2 モデル係数のオムニバス検定 (モデル 1)

		カイ 2 乗	自由度	有意確率
ステップ 1	ステップ	543.334	3	.000
	ブロック	543.334	3	.000
	モデル	543.334	3	.000

表3 方程式中の変数 (モデル1)

	B	標準誤差	Wald	自由度	有意確率	Exp (B)	EXP (B) の 95% 信頼区間	
							下限	上限
ステップ1 ^a LogAsset	2.568	.151	288.415	1	.000	13.034	9.692	17.530
IND	-.808	.298	7.353	1	.007	.446	.249	.799
INDChemical	1.796	.228	62.111	1	.000	6.028	3.856	9.423
定数	-14.098	.788	319.730	1	.000	.000		

a. ステップ1: 投入された変数 LogAsset, IND, INDChemical

表4 分類テーブル^a (モデル1)

観測	Report	0	予測		正解の割合
			1		
			0	1	
ステップ1	Report	0	901	85	91.4
		1	186	249	57.2
	全体のパーセント				80.9

a. 分類値は .500

表5 モデル係数のオムニバス検定 (モデル2)

ステップ	ステップ	カイ2乗	自由度	有意確率
ステップ1	ステップ	77.431	4	.000
	ブロック	77.431	4	.000
	モデル	77.431	4	.000

表6 方程式中の変数 (モデル2)

	B	標準誤差	Wald	自由度	有意確率	Exp (B)	EXP (B) の 95% 信頼区間	
							下限	上限
ステップ1 ^a LogAsset	1.238	.200	38.352	1	.000	3.448	2.331	5.102
SRI	1.124	.354	10.077	1	.002	3.077	1.537	6.158
IND	-.291	.464	.394	1	.530	.747	.301	1.854
INDChemical	.607	.273	4.947	1	.026	1.834	1.075	3.131
定数	-7.183	1.107	42.085	1	.000	.001		

a. ステップ1: 投入された変数 LogAsset, SRI, IND, INDChemical

からないが、企業規模と化学産業及び石油・石炭の産業に属する企業は係数がプラスで有意であることから、両者がCSR報告書を作成するか否かに影響していることが明らかとなった。

判別の中率は80.9%である (表4)。

したがって、課題1については、企業規模が大きく、環境問題に敏感な化学産業や石油・石炭の産業に属する企業では、CSR報告

書を作成する傾向があることが明らかになった。

つぎに、モデル2の検証結果は、表5から表7のとおりである。

カイ2乗値が有意であり、因果関係全体が有意であると解釈できる (表5)。

表6の結果から、モデル1と同様、小売業、サービス業、電気・ガス業の係数がマイナスである理由はわからないが、企業規模、SRI、

表7 分類テーブル^a (モデル2)

観測	予測			
	Assurance		正解の割合	
	0	1		
ステップ1 Assurance	0	178	50	78.1
	1	83	124	59.9
全体のパーセント				69.4

a. 分類値は .500

表8 モデル係数のオムニバス検定 (モデル3)

		カイ2乗	自由度	有意確率
ステップ1	ステップ	8.104	4	.088
	ブロック	8.104	4	.088
	モデル	8.104	4	.088

表9 方程式中の変数 (モデル3)

	B	標準誤差	Wald	自由度	有意確率	Exp (B)	EXP (B) の 95% 信頼区間		
							下限	上限	
							ステップ1 ^a LogAsset	.871	.443
	SRI	.389	.550	.502	1	.479	1.476	.502	4.337
	IND	.818	.877	.870	1	.351	2.265	.406	12.626
	INDChemical	.948	.561	2.856	1	.091	2.580	.859	7.743
	定数	- 7.708	2.644	8.500	1	.004	.000		

a. ステップ1: 投入された変数 LogAsset, SRI, IND, INDChemical

表10 分類テーブル^a (モデル3)

観測	予測			
	Hybrid		正解の割合	
	0	1		
ステップ1 Hybrid	0	189	0	100.0
	1	21	0	0.0
全体のパーセント				90.0

a. 分類値は .500

化学産業及び石油・石炭の産業に属する企業という独立変数については係数がプラスで有意であることから、これらが CSR 報告書に保証を求めると否かに影響していることが明らかとなった。

判別の中率は69.4%である (表7)。

以上から、課題2については、予想通り、CSR 報告書の保証を得ている企業は、企業規模が大きく、SRI に組み入れられていることが分かった。化学産業及び石油・石炭の

産業に属する企業も有意にプラスであるが、小売業、サービス業、電気ガス業の変数は有意ではなかった。

最後にモデル3の検証結果は、表8から表10のとおりである。

カイ2乗値が有意 (10%水準) であり、因果関係全体が有意であると解釈できる (表8)。

モデル2と比べて、企業規模と化学産業及び石油・石炭の産業に属する企業という独立変数が有意にプラスである点は同じであるが、

SRI については係数がプラスではあるが有意ではない (10%水準)。SRI に採用されている企業数が少ないことに原因があるのかもしれないが、保証の複数得ることと SRI への採用とが、必ずしも結び付いていないことがわかる。

判別の中率は90.0%であるが、これは適切なモデルとは言えないだろう。

以上から、課題3については、CSR 報告書の保証を複数得ている企業は、企業規模が大きく、化学産業及び石油・石炭の産業に属することに関係していることも明らかとなった。ただし、SRI ファンドに組み込まれるかどうかと複数の保証は結び付いていないようである。

VI. 本稿の限界と展望

本稿は、限られたデータを用いて、きわめて基本的な仮説を検証したのみにとどまっている。これはあくまでも素描に過ぎず、今後、このデータベースの拡充を図るとともに、複数年での追加的な検証も行う。また、保証付与者の選択の詳細等、取り扱えなかった課題もまだ多く残されている。本稿の意義は、多種多様な利害関係者が多い企業ほど、CSR 報告書の信頼性を担保しようという動機を持ち、複数の保証を得ることで CSR 報告書の信頼性を高めようとして、保証付与者を選択することを明らかにすることであった。分析結果から明らかになったことは、資産規模が大きい企業ほど、そして、化学産業や石油・石炭産業に属する企業のほうが CSR 報告書を作成する傾向にあり、保証を求めていることである。

しかし、残された課題は多い。そもそも、第三者意見は、いわゆる保証と言えるのかわかを別途検討する必要がある。第三者意見を提供している当事者が、どのような目的や視点で、何を実施して、意見を述べているの

か等の実態をインタビュー調査によって明らかにすることも必要となろう。さらに、CSR 報告書の読者に対するアンケート調査や実験などによって、実際に、各保証付与者の保証内容について、報告書の利用者がその差異を認識しているのかどうかを検証することも必要であろう。

引用文献

- Huggins, A., Green, W., and Simnett, R (2011) "The Competitive Market for Assurance Engagements on Greenhouse Gas Statements: Is There a Role for Assurers from the Accounting Profession?", *Current Issues in Auditing*, 5(2): A1-A12.
- O'Dwyer, B. and D. Owen (2005) "Assurance Statement Practice in Environmental, Social and Sustainability Reporting: A Critical Evaluation." *The British Accounting Review*, Vol. 37, pp. 205-229.
- O'Dwyer, B. and Owen, D. (2007) "Seeking Stakeholder Centric Assurance: An Examination of Recent Sustainability Assurance Practice", *Journal of Corporate Citizenship*, Spring, pp. 77-94.
- Pflugrath, G., P. Roebuck, and R. Simnett. (2011). "Impact of Assurance and Assurer's Professional Affiliation on Financial Analysts' Assessment of Credibility of Corporate Social Responsibility Information", *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 30(3), pp. 239-254.

本稿は、2012年度立教大学学術推進特別重点資金及び科学研究費補助金 (若手 B (課題番号)) による支援を得て行われた研究成果の一部である。